

令和3年2月17日制 定 (国官参事第831号)  
令和3年8月6日一部改正 (国官参事第269号)  
令和4年3月29日一部改正 (国官参事第826号)  
令和4年11月4日一部改正 (国官参航安第633号)

航空局 安全部  
航空安全推進室長

## 航空安全監視システムサービス利用要領（航空運送分野編）

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要領は、国土交通省航空局に設置された航空安全監視システム（以下「A S I C S S システム」という。）にインターネットを通じて接続し、航空運送分野に関する航空輸送の安全にかかる情報の報告、閲覧等を行うにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「A S I C S S サービス」とは、インターネットを通じてA S I C C S システムに接続して、安全情報の報告、閲覧等を行うサービスの総称をいう。
- (2) 「利用者」とは、A S I C S S サービスを利用する者をいう。
- (3) 「ログインID」とは、利用者ごとに付した固定の識別符号をいう。
- (4) 「管理者」とは、ログインIDの作成及び管理を行う者をいう。
- (5) 「事業者端末」とは、利用者がA S I C S S サービスを利用するため、インターネットを通じてA S I C S S システムに接続できる電気通信設備をいう。
- (6) 「パスワード」とは、ログインIDごとに付したログイン認証に使用するための可変の符号をいう。
- (7) 「不正アクセス」とは、A S I C S S サービスの適正な運用を妨げる行為が意図的に行われることをいう。

## 第2章 A S I C S S サービスの内容

### (A S I C S S サービス機能)

第3条 A S I C S S サービスで取り扱われる機能は、次のとおりとする。

- (1) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 111 条の 4（同法第 124 条において準用する場合を含む。）に基づく安全上の支障を及ぼす事態の報告
- (2)(1)により報告された情報（報告事業者名、航空機型式、事態の種類、概要及び処置等に関するものに限る。）の閲覧
- (3) 安全監査等に関する情報の授受
- (4) ログイン ID の管理（管理者に限る。）
- (5) 国及び航空事業者間の電子データ交換機能

### (A S I C S S サービス利用時間)

第4条 A S I C S S サービスの利用時間は、原則として 24 時間とする。

### 第3章 A S I C S S サービスの利用手続き

#### (ユーザーの対象範囲)

第5条 利用できる者は、航空運送事業者及び航空機使用事業者（以下「航空事業者」という。）に属する者とする。

#### (登録の申請)

第6条 航空事業者は、「A S I C S S サービス利用申請書」（様式第1号）に必要事項を記入し、第20条に規定する提出先（以下「提出先」という。）に申請をしなければならない。

#### (利用登録)

第7条 国は、前条の申請内容を審査し、支障がないと認めた場合は、利用登録を行うとともに、「A S I C S S サービス利用通知書」（様式第2号）により航空事業者あてに通知する。

#### (登録内容の変更)

第8条 航空事業者は、前条の規定により登録された事項について、変更しようとする場合には、「A S I C S S サービス登録事項変更届出書」（様式第3号）に必要事項を記入し、提出先に届出をしなければならない。  
なお、この場合にあっては、国は前条の規定を準用して登録を行う。

#### (利用の廃止)

第9条 航空事業者は、利用を廃止しようとする場合は、「A S I C S S サービス利用廃止届出書」（様式第4号）に必要事項を記入し、提出先に届出をしなければならない。

#### (権利の譲渡)

第10条 航空事業者は、A S I C S S サービスを利用できる権利を譲渡することはできないものとする。

#### (利用の取消し)

第11条 国は、次のいずれかに該当する場合は、航空事業者によるA S I C S S サービスの利用の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) A S I C S S システムに登録されているログインID又はパスワードを使用した不正アクセスがあった場合、又は不正アクセスがあるおそれがある場合
  - (2) その他、航空事業者が本要領に違反した場合
- 2 国は、前項の規定により利用を取り消す場合、予めその旨を当該航空事業者に通知する。ただし、不正アクセス等により緊急の措置を必要とする場合は、直ちに利用を取り消し、事後に当該航空事業者に通知することができる。

#### (取消後の再登録申請)

第12条 航空事業者は、前条による利用の取消しが行われた場合には、取消しの事由となつた事項が解消されたと認められない限り、第6条の申請を行うことができない。

## 第4章 運用

### (A S I C S S システムへの接続)

第13条 利用者は、自己の負担によって事業者端末を用意するとともに、インターネットプロバイダーを利用して、A S I C S S システム (URL : <https://asicss2.cab.mlit.go.jp/>) に接続すること。なお、A S I C S S システムへの接続等により、事業者端末にいかなる不具合が生じた場合であっても、国はその責を負わないものとする。

### (ログインIDの作成及び管理)

第14条 第7条の利用登録を受けた航空事業者は、管理者の責において、航空事業者内の利用者のログインIDの作成、削除等の管理を行わなければならない。

- 2 管理者は、航空事業者内のA S I C S S サービスの利用を希望する者ごとにログインIDの作成をしなければならない。
- 3 ログインIDが作成された利用者は、指定された初期パスワードを第三者が容易に類推できない適切な文字列（半角英大文字・英小文字・数字・記号が混在する8文字以上の文字列）に速やかに変更し、その後は利用者の責任で適切に管理しなければならない。
- 4 管理者は、利用者がA S I C S S サービスを利用しないことを確認した場合は、当該利用者のログインIDを削除しなければならない。
- 5 管理者は、利用者のログインIDの作成または削除をおこなった場合、「ログインID発行管理表」（様式第5号）を更新することとし、毎年8月1日時点の発行管理表を同月末日までに提出先に届出をしなければならない。

### (ログインIDとパスワードの管理)

第15条 前条第2項のログインIDの作成を受けた者は、ログインID及びパスワードを厳格に管理し、外部への漏洩防止に努めなければならない。

- 2 前条第2項のログインIDの作成を受けた者は、ログインID及びパスワードの外部への漏洩、又はそのおそれがある場合においては、遅滞なく管理者を経由し、その旨を国に報告しなければならない。

(セキュリティ要件の遵守)

第16条 利用者は、前条までに定められたものほか、以下のセキュリティ要件を遵守しなければならない。

- (1) 事業者端末においては、コンピューターウイルス対策ソフトをインストールし最新の状態に維持するとともに、外部媒体（CD、DVD、USBメモリ等）を使用する必要がある場合は、当該媒体にコンピューターウイルスの感染がないことを確認した上で使用する等、コンピューターウイルス感染の防止を適切に図ること。
- (2) 電子ファイルを添付する場合には、事前に当該電子ファイルにコンピューターウイルスの感染がないことを確認すること。

(利用上の注意)

第17条 利用者は、サービスの利用にあたって、次の行為を行ってはならない。

- (1) ログインID及びパスワードを不正に使用すること。
- (2) ASICSサービスの利用により知り得た情報を航空輸送の安全確保以外の目的に使用すること
- (3) ASICSサービスの適正な運用を妨げること。
- (4) その他、関係法令及び本要領に違反すること、又は違反するおそれがあること。

(提供中止)

第18条 国は、ASICSサービスに係る設備の保守又は工事上やむを得ない場合、サービスの提供を中止することができる。

- 2 国は、前項の規定によりサービスの提供を中止しようとする場合、予めその旨を第7条の利用登録を行った航空事業者に通知する。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

(その他)

第19条 本要領に関する問い合わせは、原則として、「問い合わせフォーム」（様式第6号）に必要事項を記入のうえ、問い合わせること。

(提出先)

第 20 条 申請及び届出並びに問い合わせ先は以下のとおりとする。

(1) 特定本邦航空運送事業者の場合

国土交通省航空局安全部航空安全推進室  
住 所：〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3  
電話番号：03-5253-8111（内線：50122）  
電子メール：[hqt-cab-atsu-asicss@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-cab-atsu-asicss@gxb.mlit.go.jp)

(2) 本邦航空運送事業者及び航空機使用事業者の場合 ((1)を除く。)

本社の所在地を管轄区域とする地方航空局保安部運航課

東京航空局保安部運航課

住 所：〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第二合同庁舎  
電話番号：03-6863-9337  
電子メール：[hqt-cab-atsu-asicss@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-cab-atsu-asicss@gxb.mlit.go.jp)

大阪航空局保安部運航課

住 所：〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎  
電話番号：06-6937-2780  
電子メール：[hqt-cab-atsu-asicss@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-cab-atsu-asicss@gxb.mlit.go.jp)

附 則（令和 3 年 2 月 17 日）

1. 本要領は、令和 3 年 2 月 17 日から適用する。
2. A S I C S S サービスの機能毎の利用開始日は別途指定する。

附 則（令和 3 年 8 月 6 日）

本要領は、令和 3 年 8 月 6 日から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日）

本要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 11 月 4 日）

本要領は、令和 4 年 11 月 7 日から適用する。ただし、第 20 条(2)のうち、大阪局保安部運航課の住所及び電話番号に関する改正については、令和 4 年 11 月 24 日から適用する。